

羽村市事業仕分け 議事録

実施日	平成 22 年 12 月 11 日（土曜日）
会 場	市役所 4 階会議室（第 1 会場）
事業名	1 - 3 高齢者福祉バス運行事業
出席者 （敬称略）	【コーディネーター】金子憲 【仕分け人】秋山法、指田勇、雨倉壽男、野澤実穂枝
担当課	高齢福祉介護課
質疑応答	<p>（仕分け人） 昨年、何回の利用があったか。</p> <p>（説明者） 老人クラブでの利用は 3,104 人、95 日、行政機関での利用は 1,169 人、25 日、合計利用者数 4,273 人、利用日数 120 日である。可動可能日数は 237 日であり、稼働率は 50.6%である。</p> <p>（仕分け人） 新車導入の場合の費用はどのくらいか。また、月々の駐車場代はどのくらいか。</p> <p>（説明者） 新車両導入の場合、リース料は、月々 645,000 円の 5 年リースで、約 4 千万円である。稼働率については、利用が多い季節は、春と秋に集中している。駐車場については、市の土地であるため駐車場代は無料である。</p> <p>（仕分け人） その駐車場を民間に貸し出すことはできるか。</p> <p>（説明者） 普通車約 20 台分のスペースがあるが、普通財産であることから現状では、貸し出しは無理である。</p> <p>（仕分け人） 事業費についてだが、運転及び管理委託料とはどのような内容なのか。</p> <p>（説明者） 運行のための運転手、バスの管理、整備・車検を委託しているということである。</p> <p>（仕分け人） 運転手の委託料はどのくらいか。</p> <p>（説明者） バスの運転業務と管理業務をあわせての契約であり、基本管理料が月額 323,000 円である。また、運行契約時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時であるが、交通状況により時間外の勤務になるときは、1 時間あたり 1,200 円支払っている。また、宿泊の場合は、一泊につき、1,000 円を支払っている。</p> <p>（仕分け人） 事業仕分け評価シートの進行管理の結果の欄に、「計画どおり進行し、目標を達成できた」とあるが、当初の計画・目標はどのようなものなのか。</p> <p>（説明者） 長期総合計画の実施計画事業の一つであり、高齢者の外出機会を増やすことや会員相互の親睦を図ることを目的としている。その目標は達成できているものと考えている。</p> <p>（仕分け人） 稼働日数や稼働率などの数値目標ではなく、親睦が図れたの</p>

で目標が達成できたということか。

(説明者) 老人クラブが31クラブある中で、利用が多い老人クラブでは年間3~4回の利用、平均では2回利用があり、多くの皆さんに使っていただいている。

(仕分け人) 数値目標はないということか。

(説明者) 数値目標は立てていない。

(仕分け人) 民間のバスを利用することは考えられないか。

(説明者) 一つの方法として民間のバスを利用するという事も考えられる。

(仕分け人) 民間のバスを利用したほうが、現在の事業費よりも安くなるという可能性はあるのか。

(説明者) 民間のバスを利用する場合、利用者に助成金を出すという方法も可能である。

(仕分け人) 民間のバスを利用する場合、120日稼働でのコストはどのくらい変わってくるのか。

(説明者) 仮に、一日の借上料が約8万円とすると、約960万円になると考えている。

(仕分け人) 新車両を導入した場合は、どのくらいの費用がかかるのか。

(説明者) 現在使用しているバスは、平成11年に導入した当初、月々655,000円で65ヶ月のリースだったが、平成21年度は減価償却を重ねて月々240,000円になっているが、新車両も導入時と同程度の金額になると思う。

なお、リース料の他に運行委託料が月額323,000円、燃料費などの消耗品も掛かっている。

(仕分け人) 修学旅行や社会科見学のためには理解できるが、レクリエーションは娯楽の印象があるので、それに対して、全額補助することには疑問がある。老人クラブに加入していない人は、利用できないのか。

(説明者) 国土交通省関東運輸局へは、この事業は無償として申請しているので、有料とすると、許可の問題もある。市が旅客運送業を実施することも可能であるが、行政がそこまで行うべきものかどうかという問題もある。主体が老人クラブの事業であれば、老人クラブに加入していない方も利用することは可能である。利用者については弾力的に取り扱っている。

(仕分け人) この事業を廃止した場合、市が困ることはあるのか。

(説明者) 市の事業としては、民間事業者からバスを借りることで事業継続できるので特別問題はない。ただし、その費用はかかる。

(仕分け人) 教育機関に対して無償であるのは理解できるが、高齢者に対して無償というのは疑問がある。

(仕分け人) 実施条件に「利用者を限定すること」とあるが、町内会・自治会も利用可能か。

(説明者) どのような団体まで拡大できるかは運輸局に確認をしていないので、可能か不可能かはこの場では答えられない。

(仕分け人) 実施条件の「利用者を限定すること」というのは、老人クラブと行政機関に特定したということか。

(説明者) 運輸局の条件はそのとおりである。

(仕分け人) この事業を民間バス借上とした場合、受益者に負担を求めることは考えられるのか。その場合、団体に対して助成をしていくこととなるのか。

(説明者) 民間バス借上方式とした場合は、受益者に負担していただくことも可能ではある。その場合、助成をすることも考えられる。平成 23 年度中に、現行方式で事業を継続していくか、事業の見直しも含めて検討したい。

(仕分け人) 現代の高齢者は、とても元気で金銭的にも余裕のある人が多い。バスの利用がない日が 120 日あるのなら、一般の方に使ってもらほうがいいのではないか。

(説明者) 老人クラブと行政機関に特定して許可をいただいているので、現行では、不特定多数の方の利用はできない。

(仕分け人) 新車両を導入した場合に、町内会・自治会や一般の方も使えるようにできないか。

(説明者) 関東運輸局が不特定多数の利用を想定した申請に許可を出すかどうか予測は難しいが、一例として、町内会・自治会が利用可能かどうかを交渉する余地はあると考えている。

(仕分け人) あくまで老人が優先で、空いているときに町内会・自治会などに使ってもらうのが、一番稼働率が上がると思う。

(仕分け人) 民間のバスを利用することで、受益者負担とし、助成制度を設ければ、市の持ち出す金額も抑えられる。バスを使わない期間の分がなくなるので、いいと思う。今回出た意見を踏まえて、次回のリース更新時により良い方法を考えていただきたい。

どの時期に利用が混み合っているのか。また、利用希望が重複した場合はどのようにしているのか。

(説明者) 毎年 12 月までに翌年の利用希望日を市に申請していただく。利用希望が重複した場合は、市も話し合いには参加するが、老人クラブ同士で話し合って解決している。

(仕分け人) 申請方法と人数確認はどのような方法か。

(説明者) 申請は事前に搭乗者の住所、名前、生年月日を記入していただいている。概ね 65 歳以下の方がいる場合はお断りをしている。

(仕分け人) 高齢の方で、老人クラブに入っていない方も多くいるのではないか。

(説明者) 主体が老人クラブの事業であれば、老人クラブに加入していな

	<p>い方でも参加することは可能である。老人クラブの名簿は年度当初に市に提出していただいている。</p> <p>(仕分け人) 老人クラブ自体に、市からの補助があり、高齢者は非常に優遇されていると思う。</p> <p>(仕分け人) 羽村市は今年、地方交付税の交付団体となり、財政状況も苦しいと思う。今までは、比較的裕福であったため、様々なサービスが提供できてきたと思うが、財政状況が苦しい中では、受益者負担の問題と資産の有効活用について検討していくが必要になると思う。</p>
<p>判 定</p>	<p>民間が実施 民間で実施するほうが効率的・効果的である。</p> <p>【民間が実施 4 人、市が実施 (改善が必要) 1 人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間のバスを借り上げるにしても同程度の費用がかかり、行政機関も使用するため、市が実施することがいい。 ・ 受益者負担はいくらでもいいから取るべきである。 ・ いろいろな問題があると思うが、高齢者が非常に優遇されているという状況を考えると、民間バスを借り上げて実施する方が妥当であると思う。高齢者は手厚く保護されている。来年度も引き続き交付団体になると予想できるので、民間バス借上げとして、受益者負担を考えることが必要であると考え。 ・ 高齢者福祉バスの利用者が限定されているのではないかという懸念や、稼働率が低い状況を考えると、民間バスを借り上げることとした上で利用者には応分の受益者負担をしてもらい、その上で助成制度を設けるなどの制度設計をすることにより財政負担の抑制を図ることが必要だと思われる。